

○特別養護老人ホーム吉井川荘運営規程

平成14年5月31日
組合規程第16号

改正 平成15年3月27日組合規程第21号 平成17年3月18日組合規程第24号
平成17年10月1日組合規程第30号 平成22年3月1日組合規程第40号
平成22年12月24日組合規程第43号 平成26年1月20日組合訓令第1号
平成27年3月30日組合訓令第5号 平成30年8月7日組合訓令第15号
令和2年1月7日組合訓令第24号 令和3年4月5日組合訓令第28号
令和3年6月25日組合訓令第32号 令和3年8月4日組合訓令第34号
令和3年9月3日組合訓令第38号 令和6年3月27日組合規程第44号
令和6年8月1日組合規程第48号

(目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム吉井川荘（以下「施設」という。）の、事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図るとともに、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護老人福祉施設サービスを行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。

2 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、公平・公正なサービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気醸成に努め、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は以下の通りとする。

1 名称 特別養護老人ホーム吉井川荘

2 所在地 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原838番地

(設備の概要)

第4条 施設は、施設内に以下の設備を設ける。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 機能訓練室
- (9) その他（調理室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室等）

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、利用者にサービスを提供するうえで、必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

- (1) 管理者（荘長） 1人
施設の従業者の管理。業務の実施状況の把握その他総括全般を行う。
- (2) 事務員 1人以上
庶務、会計事務等を行う。
- (3) 生活相談員 1人以上
利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護支援専門員 1人
利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- (5) 介護職員 17人以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 看護職員 2人以上
医師の診療補助及び医師の指示を受けて、利用者の看護、施設の保健衛生業務を行う。
- (7) 管理栄養士又は栄養士 1人以上
栄養計画及び評価、栄養記録等を行う。
- (8) 医師 1人以上
利用者の診察、健康管理及び医学的相談を行う。
- (9) 機能訓練指導員 1人以上
利用者が日常生活を営むため必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (10) その他職員 2人以上
前項に定める者のほか、必要がある場合は、その他職員を置く。
（勤務体制の確保等）

第6条 施設は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(利用定員等)

第7条 施設の定員は50名とする。

(内容及び手続きの説明並びに同意等)

第8条 施設は、サービスの提供の開始に際して、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得たうえで契約を締結する。

(施設サービスの内容)

第9条 施設で行う指定介護福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画書の作成
- (2) 介護
- (3) 食事
- (4) 相談及び援助
- (5) 社会生活上の便宜の提供等
- (6) 機能訓練
- (7) 栄養管理
- (8) 口腔衛生の管理
- (9) 健康管理

(利用料等)

第10条 利用料は別表1及び別表2のとおりとする。

2 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて、同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 施設は法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

4 その他の費用の額は、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要とされるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は利用者の全額自己負担とする。

(1) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の購入代行（申し込み先：生活相談員） 実費

利用者及びご家族から自ら購入が困難である場合は、購入代行サービスの実施

(2) 理美容費用 2,000円/回

(3) インフルエンザ等接種費用

5 前項の費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、利用者が希望したものを施設が提供する場合、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を説明したうえで、同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第11条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した当該指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、利用申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。

2 施設は被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するよう努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所)

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

2 施設は、利用申込者の数が利用定員から利用者の数を差し引いた数を超える場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる利用申込者を優先的に入所させるよう努める。

3 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 施設は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録する。

5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。

6 施設は、利用者に次の事由が生じた場合は、利用者又はその家族に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告する。

(1) 利用者が無断で退居し、7日観経過しても帰居の見込みがないとき

(2) 利用者が入院し、明らかに3カ月以上入院することが見込まれるとき

(3) 利用者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき

(4) 利用者が負担すべき費用を3カ月間滞納したとき

7 利用者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。

(1) 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき

(2) 利用者が死亡したとき

(3) 利用者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき

(4) 管理者が前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき

(5) 利用者が入院した後、おおむね3カ月を経過しても退院できないとき

(6) 他の介護保険施設への入所が決まり、その受け入れができる状態になったとき

8 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると思われる利用者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

9 施設は、利用者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設利用にあたっての留意事項)

第15条 施設を利用しようとする者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。
- (2) 飲酒は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。
- (3) 利用者は、生活環境保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。
- (4) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵さない。
- (5) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑になるなど、施設内の秩序を乱すような行為を行わない。
- (6) 利用者の嘱託医師以外の医療機関への受診は、嘱託医師の指示により対応する。
- (7) 所持品および金銭等の管理は、契約者の希望により施設で管理することができるものとする。
- (8) 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度行先、用件、帰荘する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。
- (9) 故意に施設若しくは物品に損害を与えた場合は、損害額の賠償を行うこと。

(サービス提供の記録)

第16条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

2 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、柵原吉井特別養護老人ホーム組合情報公開条例（平成19年組合条例第86号）により、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(サービスの取扱方針)

第17条 指定介護福祉施設サービスは、指定介護福祉施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行う。

2 指定介護福祉施設サービスは、指定介護福祉施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うとともに、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。

4 施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。
(緊急時等における対応方法)

第18条 施設は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て施設が定めた配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応する。

2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行う。
(協力医療機関等)

第19条 施設は、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- (1) 利用者の症状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 利用者の症状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の症状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を決めるように努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の症状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとする。

6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。
協力医療機関等

- (1) 医療法人三憲会 柵原病院 内科
所在地：久米郡美咲町吉ヶ原992
- (2) 石戸歯科医院 歯科
所在地：久米郡美咲町久木275-5

(非常災害対策)

第20条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第21条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第22条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。

- 2 施設は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が
- (3) 報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施。

- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供中により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ記録する。

- 3 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第24条 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

- 3 施設は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第25条 施設は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保)

第26条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(個人情報保護)

第27条 施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(苦情等への対応)

第28条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者又はその家族に報告するものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照

会に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

5 施設は、苦情を申し立てた利用者又はその家族に対して、いかなる差別的な取扱いを行ってはならない。

(地域との連携)

第29条 施設は、その運営にあたっては、地域との連携及び交流を図るものとする。

(記録の整備)

第30条 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(掲示)

第31条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(研修の機会の確保)

第32条 施設は、従業者の資質の向上のため研修の機会を設ける。その際施設はすべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また施設外で行われる研修にも積極的に参加させる。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年間研修計画による

(その他運営に関する留意事項)

第33条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスとうの提供を確保する観点から、職場において、行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、施設の管理上必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月27日組合規程第21号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月18日組合規程第24号）

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年10月1日組合規程第24号）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日組合規程第 40 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 24 日組合規程第 40 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 20 日組合訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日組合訓令第 5 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 8 月 7 日組合訓令第 15 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 7 日組合訓令第 24 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 5 日組合訓令第 28 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 25 日組合訓令第 32 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 8 月 4 日組合訓令第 34 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 3 日組合訓令第 38 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日組合規程第 44 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 8 月 1 日組合規程第 48 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

別表 1

介護保険給付サービス

施設の利用料

厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額の 1 割及び 2 割または 3 割。

(単位：円)

負担割合	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割	589	659	732	802	871
2 割	1,178	1,318	1,464	1,604	1,742
3 割	1,767	1,977	2,196	2,406	2,613

別表 2

食費及び居住費

厚生労働大臣が定める基準費用額（第 1 段階～第 3 段階②、負担限度額の適用がある者はその金額）とし、食費実費負担となる者（第 4 段階）については施設が定める額（1,680 円）とする。

(単位：円)

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
個 室	380	480	880	880	1,231
多床室	0	430	430	430	915
食 費	300	390	650	1,360	1,680